

韓日古代金石文の「之」の用字法

安 熙 貞*

(e-mail: hjahn@uu.ac.kr)

目 次

- | | |
|--------------------|------------------------|
| 1. はじめに | 4.2 日本古代金石文の「之」 |
| 2. 先行研究 | 5. 古代中国における「之」との比較 |
| 3. 古代中国語における「之」の用法 | 5.1 『左伝』における「之」の用法のまとめ |
| 4. 韓日古代金石文の「之」の分析 | 5.2 『左伝』と韓日金石文の比較 |
| 4.1 韓国古代金石文の「之」 | 6. おわりに |
-

1. はじめに

「之」は金石文に多く使用される文字の中の一つである。一つの特徴として文末に「之」が比較的に多く使われたことが指摘されており、韓日の間でこの用法に関する研究が活発になされてきたのは事実である。このように文末に「之」が多く使用されること、つまり終止形をめぐる用法は重要であることは勿論のことで、研究も緻密になされている。ところが、韓日ともに「之」の特定の用法については研究が集中しているものの、「之」のすべての用法を網羅する研究は管見の限り見当たらない。従って、本研究の目的は、韓国と日本の古代金石文において「之」はどのような用法で使われているのか、そしてその用法の分布において韓日の間でどのような特徴があるのかを検討することにある。さらに「之」に対する全般的な研究を行った結果を以て中国の用法とも比較をし、東アジアの観点から韓日中の

* 威徳大学校 助教授 日本語学

「之」の用法を明確にすることも目的とする。

2. 先行研究

これまで古代韓国資料と古代日本資料において古代中国語の「之」の使用についてさまざまな論議が交されてきたのは周知の通りである。

李基文(1981)は「壬申誓記石」の中で初期イドゥ(吏讀)の形態として次のように述べている。

그러나 이 글에도 文法形態의 表示가 있다는 사실을 놓쳐서는 안된다. “可容行誓之”의 ‘之’가 그것이다. 이 글의 “天前誓” 나 “天大罪得誓” 에는 ‘之’ 가 없는 것과 対照的이다. ‘之’는 新羅 吏讀에 자주 보이는 文章의 終結形인데 이 글에서는 文章이 큰 段落을 지은 곳에 이 ‘之’字를 사용한 것으로 생각된다. 하여튼 “可容行誓之” 의 ‘之’가 中国漢文에서는 볼 수 없는 終結形 表示로 사용된 것임은 의심할 여지가 없는 것이다.

つまり「可容行誓之」の「之」は古代中国語ではその用法がない「終結形表示」として用いられていることを指摘した。1)この意見は卓見であることは言うまでもない。そこでこの意見はそれ以来の研究では定説になっている。但し、「終結形表示」と言っているが、古代中国語でこの用法に似ている働きが全然ないとは限らない。例えば、その用例は少ないが秦漢以前に次のような例がある。

1)鸚之鵠之、公出辱之。2)(左伝 昭公二十五年)

2)則是世俗之君子之視義士也、不若視負粟者之。(墨子 貴義)

とはいえ、「終結形表示」の用例が古代韓国の金石文に往々見つかるということは、古代中国の用法をそのまま受け継いだ事実であるとは言い難い。つまり、李基文の説は依然として有効であると考えられる。しかし、李基文(1981:75)は、「之」が「終結形表示」の用法で使用された理由について

漢文을 自国語에 맞게 變形시키려고 한 初期的試圖에서 漢文의 文法에 아주

1)李基文(1981:70)は、「広開土王陵碑」の中で「其有令売者刑之、買人制令守墓之」の文に「之」が二回使われているが、後者の「之」は古代中国文であれば要らないのでこの「之」も文の終結形であると言っている。

2)5.1の11)でこの例文の「之」を三つとも語気詞として分析しているが、最後の「之」は終結形表示に似ている。

어긋난 用法을 발달시킨다는 것은 생각하기 어려운 일이 아닌가 한다. 필시 漢文에 있는 用法을 조금 확대하여 사용한 것으로 추측된다. ‘之’의 用法도, 漢文에서 他動詞의 目的語로 ‘之’가 文末에 자주 놓인 사실에서 이것을 自動詞의 뒤에도 사용하게 된 것으로 생각할 수 있다.

という意見を述べているが、特に「‘-之’の用法も漢文で他動詞の目的語として‘之’が文末によく使われることから‘之’を自動詞の後にも使うようになったと考えられる。」という部分は従いがたいと思われる。なぜならば古代中国の文献に次のような例があるためである。

- 3) 永歌之不足、不知手之舞之足之蹈之也。(詩經 周南 關雎序)
 4) 天油然作雲、沛然下雨、則苗勃然興之矣。(孟子 梁惠王上)

3)は「手が舞い、足が蹈る」であり、4)は「苗が旺盛に育つ」の意味で「之」は実在的な意味はなく自動詞の「舞」「蹈」「興」の後に使われている元々古代中国語にある用法である。

南豊鉉(2005)は、韓国の古代イドウ(吏讀)文の中で三国時代から高麗初期までの「之」を分析して、

戊戌年四月朔十四日 另冬里村 高□塢 作記之。(戊戌塢作碑、578年 推定)

이 ‘記之’는 ‘記’가 他動詞이므로 ‘之’가 指示代名詞가 될 수 있다. 그러나 ‘記之’의 ‘之’는 指示하는 内容이 기록하는 内容 全体라고 보아야 하므로 그 指示對象이 曖昧한 것이다. 이 뒤에도 ‘記之’는 여러차례 나오는데 단순한 文末終結語尾 ‘-다’의 뜻으로 쓰이는 것으로 보는 것이 文脈의 内容을 理解하기가 쉽다.

と述べている。つまりこの「之」は文末終結語尾「-다(/ta/)」と解釈すればその内容の理解ができると言っている。彼はこういう考えを裏付ける例として、

- (29) 亡妣官肖里夫人 年六十六 古人成之 東海欣支邊散之。(甘山寺弥勒菩薩造像記 719年)
 (30) 亡考仁章一吉滄 年四十七 古人成之 東海欣支邊散也。(甘山寺阿弥阿弥陀如來造像記 720年)

をあげ、次のように説明した。

이에 대하여 (29)의 ‘散之’는 散이 他動詞이므로 之를 指示代名詞라고 볼 수 있다. 그러나 (30)에서는 같은 내용이 ‘散也’로 표현되어 ‘之’가 ‘也’로 바뀌었다. 이는 이 吏讀文의 ‘之’가 指示代名詞가 아니라 ‘也(-이다)’와 같은 文末終結語尾로 쓰인 것임을 확인하여 주는 것이다.

つまり同じ寺にある二つの造像記にその表現法や内容が非常に似ており、ただ「散之」が「散也」に変わっているなのでこの「之」は文末終結語尾に違いないというのである。このことはその通りであると考えられる。そして、次のように「之」を「-다(/ta/)」と読んでいる。

言い換えれば、「之」は訓読したのではなく音読したと見ており、その働きは漢文における働きではなく、韓国語の終結語尾「-다」の職能を表しているというのである。しかし、彼は「之」を音読したのではないかとは言っているものの、音韻論的な説明は全然行っていない。たぶんこのことは、

이와 같이 다른 語助辭에 比하여 ‘之’자가 文末語助辭로 자주 쓰이게 된 緣由가 어디에 있는가가 問題로 提起된다. … 高句麗는 어떤 緣由로 ‘之’를 文末語助辭(주로 叙述形語尾)로 使用하였는가가 疑問이다. 이에 대하여는 지금의 자료만 가지고는 해결하기가 어렵다.

という疑問に関わっていると考えられる。今後「之」について東アジアの音韻論的な観点からの検討がその鍵を握っていると思われる。もちろんのこと今まで音韻論的な説明がないわけではない。例えば、李宇泰(2005)は裴大温の説を次のように、

배대온은 고대 이두에서 ‘之’가 종결어미로 쓰인 것은 대략 5세기부터이며, ‘之’는 音借 표기된 것으로 파악하고 있다. 자료의 시기로 보아 당시의 ‘之’는 上古音을 반영한 것으로 보이는데, ‘之’의 再構 상고음은 ‘tiəg’, 또는 ‘tjiəy’로 ‘저’ 정도로 읽을 수 있는 것으로 보고 있으며, 이는 15세기 국어의 종결어미 ‘-니더’에 해당한다고 한다

と引用しているが、李宇泰自身も「之」を音仮名と見ている。その部分を引用すれば、次のようである。

일반적으로 문장의 종결어미인 ‘-제’는 현재 경상도 지방의 방언으로 남아 있

다. ‘-제’는 경우에 따라 ‘-테’로 쓰이기도 하는데, 그 의미는 일반적으로 종결의 경우 서술·의문·명령·칭유의 의미를 가지며, 때로는 연결 어미로도 사용된다고 한다. 이러한 ‘-제’의 용례는 현대어의 ‘-지’와 거의 같은 것으로 볼 수 있을 것이다. 이러한 점에서 앞서 살펴본 신라 금석문의 ‘之’는 모두 현재 경상도 지방의 방언인 ‘-제’나 현대어의 ‘-지’에 해당한다고 볼 수 있다.

裴大温については本稿の範囲ではないので李宇泰の説を検討すると、彼は「之」を「-제(/ʃe/)」の慶尙道方言の「테(/te/)」の音仮名であると主張している。もしそうであるとしたら、裴大温が用いている上古音[tiæg]または[tjiæŋ]によれば「테(/tai/)」ではなく「더(/tjə/)」になるはずであり、上古音と中古音の間の音で、韻尾音が[i]になっている時期だとしたら、[tjəi]または[tjəi]になるので「테(/tai/)」ではなく「테(/tjəi/)」になるが、その音に二重母音の/j/があるだけなので一応納得はいく。しかし、「之」は高句麗から新羅に伝わった以上、高句麗でも音仮名であったということになるが、現代韓国語の終結語尾「-지(/ʃi/)」は平安北道方言では「-디(/ti/)」になるので「더(/tjə/)」または「테(/tjəi/)」という音であったはずの「之」とは、その音の差がもっと大きくなる問題が生ずる³⁾。

一方、藤井茂利(1996)は、古代韓国と日本の金石文における「之」を検討して、文末に使われた用法の中で朝鮮語的な文末の助辞、または漢文体を模倣した助辞といって、次のように述べている。

朝鮮の金石文に見える漢文形式の銘文を調べてみたが、一つの特徴として文末に「之」が多く使用され、助字として扱われることが指摘されるように思われる。本来の漢文でも文末に「之」が用いられないことはないが、朝鮮に於いて用いられる程多用はされていないように思われる。…朝鮮の漢文様式で書かれた碑文には文末の「之」が比較的多く使用されていると思われた。本来の漢文の助辞の用法を継いでいるが、特に朝鮮語化の傾向の見られる場合にその傾向が見られた。文末に助辞の「之」を置くのは朝鮮人の使用癖であると考えられる。

まことに卓見であり従うべき意見であると思われる。また藤井茂利は西宮一民が日本書紀での文末の「之」を韓国との関係はなく日本書紀の述作者が好んで使用した、つまり日本人が「之」の助字としての用法を早くマスターしたと主張したことに対して、

西宮博士のご指摘の通り、中国での文末「之」は頻繁には用いられないが、朝鮮に

3)高句麗時代の平安道方言の音が「-디(/ti/)」であったとは限らない。

「之」の使用が多いとなれば、日本への影響も当然あったと考えなければならないであろう。文末に「之」を置いて確認・断定の意を示そうとする用法は朝鮮人の言わば「癖」の表記と言うべきであろうと考えられる。現代朝鮮語に於いても文末に「ji」を置く場合があるが、「之」は「終止形活用語尾」とは異なり、確認の意を示す場合に用いられている。文末に「之」(ji)を置いた癖が形を変えた形で用いられているとも説明される用法である。

と反論している。この意見もその通りであると思われるが、ただし「之」を「ji」という音仮名として認識していることは正しいものの、その音が「ji」であるという見方に筆者は同意できない。その理由は古代韓国語における「之」の音は「더(/tə/)・테(/tai/)・디(/ti/)・뎨(/tjə/)」のような音であったはずであると考えられるためである。

以上のように先行研究では特定の用法について検討を行っているが、管見の限り「之」の用法についての全般的な研究は未だにないのが現状である。そこで本研究では韓国と日本の古代金石文に見られる「之」を考究し、その特徴を明らかにしたい。

3. 古代中国語における「之」の用法

この章では古代中国語で「之」はどのように用いられているのか、つまりその用法について検討してみることにしたい(「之」の用法について詳しく述べることにする。その理由は、この章での説明は今後日本上代文献における「之」の用法を検討する一連の研究のベースになるためである。そこで説明が長くなることをお断りしておく)。その結果を以て次章の韓日の金石文を分析しよう。

「之」の用法の主な内容は、김원중(金元中 1994: 806-824)の『虚辭辭典』を中心にし、『漢語大辭典』によって補うことにする。

第一、動詞としての用法である。「之」は、足の先が線から出て進み行く様を描いた象形文字であるので、元々は動詞として「ゆく。いく。(往)」の意味である。

1) 齊閔王將之魯 (戦国策 趙策三)

2) 王坐於堂上、有牽牛而過堂下者、王見之曰: “牛何之?” (孟子 梁惠王上)

1)は「魯に往く」の意であり、2)は「牛はどこに往くのか」の意である。また「之死矢靡他(詩経 鄘風柏舟)」のように「至る(至)」、「公祖句兹字子之。按、兹、同滋。參見之而(史記 仲尼弟子列伝)」のように「生ずる。伸びる(生出、滋長)」、「故物

舍其所長、之其所短、堯亦有所不及矣。(戦国策 齊策三)のように「用いる(用)。取る(取)。」の意味であり、そして「天下者、国之本也；国者、郷之本也；郷者、家之本也；家者、人之本也；人者、身之本也；身者、治之本也。(管子 權修)」のように日本語で所謂断定の助動詞「-だ」あるいは「-である(是)」の表現にあたる用法として使われている。

第二、代名詞(代詞)としての用法である。4)まず第3人称の人や物ごと(他(她)、它；他們)を表すが、

3)聖人吾不得而見之矣。得見君子者、斯可矣。(論語 述而)

4)雖有天下易生之物也、一日暴之、十日寒之、未有能生者也。(孟子 告子上)

3)のように「之」は「聖人」を指し、4)は「易性之物」を指し示すのである。文法の働きとして「之」が二重単語、つまり前にある動詞の目的語になると同時に後ろにある動詞の主語を持つ場合もある。

5)將命者出戶、取瑟而歌、使之聞之。(論語 陽貨)

この「之」は「將命者」であり、孔子は彼に自分が演奏する瑟の音と自分の歌を聞かせるのである。即ち、孔子は目的語の彼にある行動をさせ、彼がその行動をするという二重単語となるのである。また、「之」は代名詞として第1・2人称(自称・對称)とも用いられる。

6)君將哀而生之乎?(柳宗元 捕蛇者設)

7)臣、范陽百姓蒯通也、竊憫公之將死、故弔之。(漢書 蒯通伝)

6)の「之」は「わたし」を、7)の「之」は「あなた」を表している。そして、代名詞として近くの人や事物に代えて用いる、つまり「この人、これ」にあたり、現代中国語では「這、這個」の意味としての用法もある。

8)七十者衣帛食肉、黎民不饑不寒、然而不王者、未之有也。(孟子 梁惠王上)

9)自始合、苟有陰、余必下推車。子豈識之乎。(左伝 成公二年)

8)の「之」は「不王者」を指し、9)の「之」は「余必下推車」に代えて用いられた。と

4)日本語においての人称代名詞(personal pronouns)と指示代名詞(demonstrative pronouns)を含む。

ところで、以上のように代名詞としての用法には、日本語でいう連体詞「この・その・あの(這个・其・他的)」にあたる用法(定語 attributive)もあるのが特徴である⁵⁾。次に「之」と名詞とによる例をあげれば、

10)子曰：“由也、千乘之國、可使治其賦也、不知其仁也。…求也、千室之邑、百乘之家、可使為之宰也、不知其仁也。”(論語 公治長)

11)之主者、守至約而詳、事至佚而功。(荀子 王霸)

12)心之宜則思。(孟子 告子上)

10)の「之」は「千室之邑、百乘之家の=この」の意味であり、11)と12)は「この」という指示詞としての働きをしている。またこの用法は人称代名詞にもある。次の例を見ると、「此俱出父母之懷妊、然男子受賀、女子殺之者、慮其後便、計之長利也。(韓非子 六反)」のように「彼らの」という意味である。以上のように代名詞としての用法は「之」に代えて用いられた人や事物は「之」の前に出現するが、これとは逆に「夫子曰：“小子識之；苛政猛於虎也。”(礼記 檀弓下)」の「苛政猛於虎也」のように「之」の後ろに代えて使われる場合もある。そして、場所を代えて指す用法(指代處所)もある。この場合「請京、使居之 謂之京城太叔。(左伝 隱公元年)」のように「前置詞(介詞)+代名詞」、つまり「於之」の働きもある。

第三、助詞としての用法である。一つ目に、次の例文では

13)是誰之過与？(論語 季氏)

14)百畝之田、勿奪其時、數口之家、可以無饑矣。(孟子 梁惠王上)

15)今臣敗亡之虜、何足以權大事乎？(史記 淮陰侯列伝)

現代中国語の「的」の用法と同じように修飾語(限定語)と非修飾語(中心語)との間に置かれ、13)のように隸属(従属)関係として、14)のように制限と非制限の関係を表し、そして15)のように描写と非描写の役割を果たしている。二つ目は、「用在主語和謂語之間、取消句子的獨立性」、即ち主語と述語との間に用いられ、その文が獨立性を失う働きをする場合である。その場合「之」がある句は、主語とか従属文あるいは時間副詞語(時間單文)などになる。その例をあげれば次のようである。

16)主語：民之有口也、猶土之有山川也。(国語 周語上)

5)日本語と韓国語では指示代名詞にはそれぞれ「これ・それ・あれ」と「이것・그것・저것」のように三つの系列を持っているのに対して、中国語では英語の「this・that」のように二つの系列「这・那」しか持っていないのもう一つの特徴である。

- 17)従属文：雖我之死、有子存焉。(列子 湯問)
 18)時間単文：媼之送燕后也、持其踵為之泣。(戦国策 趙策四)

三つ目は、「動詞＋目的語」の構文が倒置される場合、「之」は「目的語＋之＋動詞」のように目的語の倒置を表す標識になる働きをする(作為賓語前置的標志)。

- 19)我之懷矣、自詒伊慙。其我之謂矣。(左伝 宣公二年)
 20)吾以子為異之問。曾由与求之問。(論語 先進)

19)は「其謂我矣」が、20)は「吾以子為問異」と「曾問由與求」がそれぞれ倒置されたのである。四つ目は、音節数を合わせたり休止を入れたりする時に用いられ何の意味もない働きをする。また姓名の間にも使われる(用以調整音節或表示提頓、沒有實在意義。古代也常用於姓名之間)。その例をあげれば、

- 21)陳涉少時、嘗与人佣耕、輟耕之壟上、悵悵久之。(史記 陳涉世家)
 22)假之、人有弟兄資財而分者、且順情性好利而欲得、若是則兄弟相怫奪矣。(荀子 性惡)
 23)迺之事父、遠之事君、多識於鳥獸草木之名。(論語 陽貨)
 24)亦孔之將。(史記 陳涉世家)

21)のように時間を表す「久」の後に用いられたり、22)は動詞「假」と共に慣用語になったり、23)は形容詞「迺・遠」と一緒に使われたり、そして24)のように姓名「孔」の後に使用されたりする。

第四、前置詞(介詞)としての役割を果たし、「於」「以」「諸・之於」などに相当する用法である。まず「於」に相当する例として、

- 25)人之其所親愛而辟焉、之其所賤惡而辟焉、之其所畏敬而辟焉、之其所哀矜而辟焉、之其所敖情而辟焉。(礼記 大学)
 26)以容取人乎、失之子羽。以言取人乎、失之宰予。(韓非子 顯学)

があげられる。25)は「人々は自分が親愛する人に対して(於)偏見があり、…」のように、そして26)は「子羽に(於)過ちを犯し、…宰予に(於)過ちを犯した」のように「之」が「於」と同じような働きをしている。「以」と同じ役割を持っている「之」の例は、

- 27)大臣不可以暑行、其秋之待。(唐韓愈 許国公神道碑銘)

のようであり、「之」の前の句に「以暑」のように「以」を用いていることから直ちに「之」は「以」の意味として使われていることが分かる。そして、

- 28) 禹疏九河 淪濟漯、而注諸海、決汝漢、排淮泗、而注之江。(孟子 勝文公上)
29) 坎坎伐檀兮、寘之河之干兮。(詩經 魏風 伐檀)

28)と29)の場合は、「代名詞＋前置詞」、言い換えれば「之於(注之於江；寘之於河之干)」の意味として用いられ「諸」に相当する用法である。

第五、接続詞(連詞)として用いられる。接続としては大別して三つになるが、その一つ目は「…ト(与；和)」である。その例は、

- 30) 得之不得、曰有命。(孟子 万章上)
31) 諸侯又以其知力為未足独治其四境之内也、是以選沢其次、立為卿之宰。(墨子 尚同下)

のように30)は「得ることと得ないこと」であり、31)は「卿と宰」であって「A and B」の構造である。二つ目は、これも英語では「and」になるが、「しかも、しこうして(而)」の意味を持っている例である。その例は、

- 32) 玄之又玄、…(老子 道経)
33) 方其人、之習君子之説、…(荀子 勸学)

のように32)は「玄しかもまた玄」であり、33)は「良師に付き従い、而して君子の言行を習うならば」である。三つ目は、「則」に相当するが、その例は、

- 34) 故民無常処、見利之聚、無之去。(呂氏春秋 功名)
35) 内之不能善事其親戚、外之不能善事其君長、…(墨子 非命中)

のように34)は「利を見ればすぐに集まり、利が無ければすぐに散ってしまう。」であり、35)は「内では即ち父母によくつかえず、外では即ち君長によくつかえず」の意味である。

第六、語気詞の用法であるが、p.2の例1)を再引用すれば、

- 鸛之鶻之、公出辱之。(左伝 昭公二十五年)

のように「鸛や鶻や」の「や」に当る働きである。

以上のように古代中国語における「之」は、動詞・代名詞・助詞・前置詞・接続詞・語気詞の用法が見られ、六つの用法に大別される。いうまでもなく人名の姓としても用いられている。次章では韓国と日本の金石文において「之」はどのような用法として使われているのか、そして韓日の間にその用法の分布にどのような特徴があるのかについて検討することにする。

4. 韓日古代金石文の「之」の分析

4.1 韓国古代金石文の「之」

韓国における「之」の用法は、表1のように計105例(意味不明の45例は除く⁶⁾)の中、助詞が59例で一番多く、その次は終結形が25例である。特に人名や官位名などを表記する際の音仮名としての使用が19例もあるのは特徴的であると言えよう。このことは「之」は高句麗と新羅に共通してある音を表すのに適当であったことを示唆しているのである。勿論万葉仮名としての「之」は多く用いられているのは周知のところであるが、4.2で述べるように金石文に限って言えば日本ではあまり好まれなかったようである。ということは、日本の場合「之」はその分、助詞としての働きが一般的であったことを物語っているのである。

表1 韓国古代金石文の「之」

用法	代名詞	助詞	音仮名	終結形	計
例数	2例(1.9%)	59例(56.2%)	19例(18.1%)	25例(23.8%)	105例

そして「之」が終結形として約四分の一を占めているということは、先行学者の指摘通り大きな特徴である。反面、代名詞としての「之」は、次のように

- 1)記之_レ後世寓寄無絶。(高句麗鎮墓北壁墨書<徳興里古墳墨書銘> 高句麗広開土王18年<408年>)

6)幾つの例をあげると次のようである。

- ・寐錦忌太子共前部大使者多兮桓奴主簿道使郷□王安貽_レ之法□□到至跪官。(中原高句麗(拓境)碑 高句麗長寿王37年<449年>)
- ・叛逆綏□_レ之益□□兄(高句麗牟頭婁墓誌 長寿玉代)
- ・□言□令甲兵_レ之仿□□□□□□霸主設賞□□(北漢山 真興王巡狩碑 真興王29年<568年>以後)
- ・祖文興大王知機其神多□□号_レ之驗(金仁問碑 孝昭王4年<695年>/孝昭王10年<701年>)

2)前世二王教為証余取財物尽令節居利得之教耳。(迎日冷水里碑 智証王4年<503年>)

ただ2例に過ぎないことは、「之」を代名詞として認識しなかったと言っても良いくらいである。このことはその分「之」をもっぱら「助詞」として受け入れていることを意味し、それが発展してまた「終結形」に繋がっていると見えよう。

以上の分析は韓国金石文における「之」の全般的な分析に過ぎないのである。なぜならば本論文で取り扱っている金石文の時代は、三国時代(高句麗・百濟・新羅)と統一新羅⁷⁾に分けることができるので、三国別と統一新羅とに分けての分析が必要であるためである。それによってもっと正確な結論を導き出せるはずである。

まず三国別の分析の結果は次の表のようである。

表2 三国別の分析

	代名詞	助詞	音仮名	終結形	計
高句麗	1例(3.6%)	23例(82.1%)	0例(0%)	4例(14.3%)	28例(26.7%)
百濟	0例(0%)	2例(100%)	0例(0%)	0例(0%)	2例(1.9%)
新羅	1例(1.3%)	34例(45.3%)	19例(25.3%)	21例(28%)	75例(71.4%)

この表を見ると、高句麗での「之」の用法は、

- 3)惟昔始祖鄒牟王之創基也、出自北夫余、…(高句麗広開土王陵碑 高句麗長寿正二年<414年>)
- 4)歳使一良葬送之後富及七世子孫番昌仕宦日遷位至侯王。(高句麗鎮墓北壁墨書(徳興里古墳墨書銘) 高句麗広開土王十八年<408年>)
- 5)河泊日月之孫 (高句麗牟頭婁墓誌 長寿玉代<?>)

のような助詞が圧倒的に多く、

- 6)買人制令守墓之。(高句麗広開土王陵碑 高句麗長寿正二年<414年>)
- 7)五月中高麗大王祖王公□新羅寐錦世世為願如兄如弟上下相知守天東來之。(中原高句麗(拓境)碑 高句麗長寿王三十七年<449年>)
- 8)□国土大位諸位上下衣服來受教跪官之。(中原高句麗(拓境)碑 高句麗長寿王三十七年<449年>)
- 9)丙戌十二月中漢城下後四小兄文達節自此西北行涉之。(平壤高句麗城壁刻字

7)高句麗：B.C.37-668年、百濟：B.C.18-660年、新羅：B.C.57-935年、統一新羅：676-935年

推定高句麗平原三八年<566年>)

のような終結形としての用法も見えるが、音仮名は皆無であるのが特徴である。代名詞としてはp.11の例1)のように1例しかない。このことは新羅でもp.12の例2)のように1例あるだけである。

百済の場合、

10)甲寅年正月九日柰祇城砂宅智積慷身日之易往、慨體月之難還、…(百済砂宅智積碑 百済義慈王14年<654年>)

のように助詞として2例あるのみである。しかも「日が行きやすい、…月が還りがたい」のように主語を表す文に用いられている。高句麗と新羅に比べれば、百済の金石文の少ないことが「之」の出現率の低い原因であると考えられる。

新羅の場合、高句麗に比べれば、

- 11)上人邏頭卒波部伊岐□利吉之 (慶州明活山城碑 真興王12年<551年>)
- 12)及伐斬典喙部夫法知吉之。(磨雲嶺 真興王巡狩碑 真興王29年<568年>)
- 13)平西利之 (慶州南山新城碑 真平王13年<591年>)
- 14)所平之 (慶州南山新城碑 真平王13年<591年>)

のような音仮名としての用法が相当あるのが特徴であり、また

- 15)立石碑人喙部博士于時教之。若此者獲罪於天 (蔚珍鳳坪碑 法興王11年<524年>)
- 16)雖然伊□□□□□□□□子刀只小女烏礼兮撰干支□□□□□□□□使法赤城佃舍法為之。(丹陽赤城碑 真興王12年以後/真興王6年以前/真興王111年<551年以後/545年以前/550年>)
- 17)并遊友妹麗德光妙於史事安郎三之。(蔚州川前里書石 法興王12年<525年>)

のような終結形の割合も約2倍も多いことが指摘できる。その分、助詞の割合は新羅より高句麗が約2倍多い。

以上の分析は新羅を三国統一以前と以後とに分けずに行った結果である。三国時代の新羅と統一新羅に分けて分析した結果は次の表のようである。8)

8)百済と高句麗を滅亡(668年)し、唐の兵士を追い払った676年の間にも金石文が、「上元二年乙亥三月□日加具見之也大阿干(蔚州川前里書石 文武王15年<675年>)」、「是者為国王大臣及七世父母法界衆生故敬

表3 新羅を二分した分析

	代名詞	助詞	音仮名	終結形	計
三国時代の新羅	1例(2.3%)	8例(18.6%)	18例(41.9%)	16例(37.2%)	43例(57.3%)
統一新羅	0例(0%)	26例(81.3%)	1例(3.1%)	5例(15.6%)	32例(42.7%)

この表をみると、三国時代の新羅の場合、「之」は主に音仮名と終結形の用法に集中しており、助詞よりも高い出現率を見せている。統一新羅になると、音仮名は注8)の「蔚州川前里書石」の「加具見之也」にある人名1例しかない。ということは、たぶん「之」の音の変化を示唆していると考えられる。また終結形も半分以上に減っている。そこで「之」は助詞としての役割が目立つようになり、全般的な用法は高句麗にほぼ接近していることが分かる。

4.2 日本古代金石文の「之」

日本における「之」の用法は、表4のように計126例(意味不明の3例は除く⁹⁾)のうち、

- 1) 広庭天皇之子多知波奈止与比天皇、…(元興寺丈六釈迦仏光背銘 推古17年<609年>)
- 2) 共婦安理故能刀自同墓、其大兄刀羅古首之墓並作墓也。(大阪府船首王後墓志 天智7年<668年>)
- 3) 椿樹相廬而穹窿、実想五百之張蓋、…(愛媛県道後湯岡の碑文 推古4年<596年>)
- 4) 揚名顕親、遺千歳之長跡。(美努岡万墓志 天平2年<730年>)
- 5) 百濟明王、上啓以聞、所謂仏法既是世間無上之法、…(元興寺丈六釈迦仏光背銘 推古17年<609年>)
- 6) 擁護之恩、被幽明而恒満天地。(勝宝感神聖武皇帝銅板詔書 天平勝宝元年<749年>)

のような助詞が108例で圧倒的に多くを占めている。その次は代名詞が11例である。

(向左側面)造之(癸酉銘三尊千仏碑像 文武王13年<673年>)」のようにあるが、その資料は新羅のであり、一応に百済と高句麗は滅亡したので、便宜上統一新羅に含めることにする。

9) その例は次のようである。

- ・ 于時多至波奈大女郎、悲哀嘆息白、畏天之、雖恐懐心難止、…(上宮聖徳法王帝説 ?)
- ・ 白畏天之者<天即少治田天皇也> (上宮聖徳法王帝説 ?)
- ・ 受□□□之聖、…(仏足石記 天平勝宝5<753年>)

表4 日本古代金石文の「之」

用法	代名詞	助詞	音仮名	終結形	計
例数	11例(8.7%)	108例(85.7%)	4例(3.2%)	3例(2.4%)	126例

代名詞の用法は韓国ではあまり用いられなかったことに比べれば約3.5倍多いことが目立つ。「之」は日本で助詞としての認識が強いものの、代名詞としての働きも認められていたと言えよう。その例をあげれば、

- 7)于時、多至波奈大女郎、悲哀嘆息、白畏天皇前曰、啓之雖恐、懷心難止使。
(天寿国曼荼羅繡帳銘 推古30年<622年?>)
- 8)恐惡心起、留跡、示之於泉南大石上。(仏足石記 天平勝宝5年<753年>)
- 9)延喜十七年十一月三日銘之。其詞云、…(道澄寺鐘銘 延喜17年<917年>)
- 10)我独持抱王子无親族部之国、唯独難養育比陁斯奉之云。(上宮記逸文 推古?)
- 11)橘寺智識之等、詣中宮天皇大御身勞坐之時、…(野中寺弥勒菩薩像銘文 天智5年<666年>)

のようである。7)の「之」は太子が「死んだこと」を、8)は「足跡」を指し、9)は「之」の次に来る「其詞云」の文章を示すものとして用いられている。つまり指示代名詞「コレ」という意味である。10)の「之」は「王子」を指す三人称として使われたが、11)は近称の「コノヒト」を指し、次の「等」とともに複数を表している。9)の場合、その見方によっては終結形とも読まれる可能性が全くないわけではないが、「道澄寺鐘銘」の制作年代が延喜17年(917年)であるので、その可能性はゼロであろうと思われる。

そして、次のように

- 12)歳次戊辰大隋国使主鴻臚寺掌客裴世清、使副尚書祠部主事遍光高等、来奉之。
(元興寺丈六釈迦仏光背銘 推古17年<609年>)
- 13)近江天皇生廿一年殺於林太郎□□以明日其父豊浦大臣子孫等皆滅之、…(上宮聖徳法王帝説 ?)
- 14)奉為大倭国浄美原宮治天下天皇時、日並御宇東宮、敬造伽藍之。(栗原寺鑪盤銘 和銅8年<715年>)

「終結形」が3例(2.4%)しかないことは、韓国での19例(23.8%)に比べれば非常に少ないといえる。ということは、韓国で「之」は「終結形語尾」の「-다(/ta/)」のような用法であった可能性がきわめて高い。なぜならば、もし「之」が単に文章を終結する標示(marker)であったとすれば、日本の場合でもそういう用法が伝わって頻繁に用いられ少なく

とも3例よりは遙かに多く使われたと思われるためである。つまり「之」は韓国金石文で終結形語尾「-다(/ta/)」のようなことをも表していたが、それが日本に伝わった時、日本では音仮名としての「之」は、

- 15)是以、天皇并大臣聞食之、宣善哉。(奈良県元興寺露盤銘 推古4年<596年>)
 16)伊我留我乃、止美能井乃美豆、伊加奈久爾、多義豆麻之母乃、止美乃非能美豆、…(上宮聖徳法王帝説 ?)
 17)比止乃麻乎之志、…(上宮聖徳法王帝説 ?)
 18)戊午年十二月、為命過名伊之沙古而、其妻汗麻尾古、敬造弥陀仏像、…(観心寺阿弥陀仏造像記/観心寺阿弥陀仏光背銘 齊明4年<658年>)

のように「シ」の音を表すのに使われており、このことは

- 19)久毛爾得夫 久須利波牟用波 美也古弥婆 伊夜之吉阿何微 麻多越知奴倍之 (雲に飛ぶ 葉食むよは 都見ば いやしき我が身 また変若ぬべし 万葉集 卷5 848番)
 20)許能瀨枳破 和餓瀨枳那羅孺 椰磨等那殊 於朋望能農之能 介瀨之瀨枳伊句臂佐 伊句臂佐 (此の神酒は 我が神酒ならず 倭成す 大物主の 醸みし神酒 幾久、幾久 日本書紀卷5 崇神紀)

のように万葉集や日本書紀など上代日本資料では音仮名としてはすべて「シ」の音を表記するのに留まっている。そこで日本では終結形語尾の「之=-다(/ta/)」のような音は全くその働きができなくなり、終結形表示としてその名残を残していたに違いないと考えられるのである。このことは逆に日本の資料によると、韓国金石文の「之」は訓読とか終結形表示ではなく、音仮名としての「之」であることが証明できると思われる。そして「之」は古代中国語でも文章の最後にまるで終結形表示のように使われた働きもあり、また偶然にもその音価も古代韓国語での終結形語尾に非常に似ているので、文末の終結の働きとして適していたと考えられる。ただし、この結論は新羅にだけ当てはまると考えられる。

その理由は、高句麗では「之」が音仮名として用いられた例が皆無であることと、終結形が新羅では21例もあるのに高句麗では4例にすぎないことがあげられる。つまり高句麗では「之」は音仮名ではなく終結形を表す表示としての働きだけに限られていたのが新羅に伝わったが、新羅では偶然にもその音が終結形語尾の「-다(おそらく「-타</tai/>」の可能性が高い。)」にほとんど似ていることから、つまり「之」の文末の職能と音の類似性によって終結形としてよく使われるようになったと思われる。しかし統一新羅になると、音仮名としてはすでに提示したように「加具見之也(675年)」の人名としての1例しかなく、また終結形も

- 21)是者為国王大臣及七世父母法界衆生故敬造之。(癸酉銘三尊千仏碑像 文武王 13年<673年>)
- 22)貞元十四年戊寅四月十三日菁堤治記之。(附永川菁堤碑貞元銘 <798年>)
- 23)此如為二月十二日元四月十三日此間中了治内之。(附永川菁堤碑貞元銘 <798年>)
- 24)此中典 漆角助役切火押 唵二郡各口人余起使内之。(附永川菁堤碑貞元銘 <798年>)
- 25)六戎夫智 係作文之。(蔚州川前里書石 其他題銘 ?)

のように5例に過ぎなくなるとことは、「之」の音の変化(韓国伝承漢字音は「지(/ʧi/)」である)によることを示唆しているので、新羅での「之」は音読であったのが確かであると思われる。

日本金石文は、奈良時代以前と以後とに分けて分析すれば、次の表のようである。

表5 奈良時代以前と以後の分析

	代名詞	助詞	音仮名	終結形	計
奈良時代以前	9例(10.3%)	72例(82.8%)	4例(4.6%)	2例(2.3%)	87例(69%)
奈良時代以後	2例(5.1%)	36例(92.3%)	0例(0%)	1例(2.6%)	39例(31%)

その大きな特徴は、まず奈良時代以後になると助詞がもっと増えたことである。その分、代名詞も減り、また音仮名の用法はない。音仮名は、上宮聖徳法王帝説の2例を除くと、596年と658年とに1例ずつであるので、ちょうど中古音の時期と重なる。もう一つの特徴は、終結形が715年を最後に用いられていないことである。これは、韓国から伝わった「之」の用法の名残が無くなり、日本独自の文章の書き方が定着しつつあることを物語るのである。上宮聖徳法王帝説の場合、作者、成立年代ともに不詳であるが、13)のように終結形の用法があること、その文体が変体漢文体であることから、西宮一民(:37)も

系譜の部分は〈変体漢文体〉であり、和歌四首は〈和文体〉であり、他の記事は〈漢文体〉である。この記事の中には、前述の6(法隆寺金堂薬師仏光背銘)と、8(天寿国曼荼羅繡帳銘)をも含有してゐる。もし、6の成立年代が疑はれるならば、この上宮聖徳法王帝説も疑はれねばならないが、6だけを後世の追補とみることもできるし、和歌も後世の竄入とみることもできるが、いまはそのまま認めて、太子薨後、推古末年までの成立として、末尾に位置づけておくことにする。

と述べているように「太子薨後、推古末年までの成立」と思われる。

5. 古代中国における「之」との比較

本研究では韓日の古代金石文における「之」の用法を検討しているが、本章で比較してみようとする中国の資料は、『春秋左氏伝(以下、『左伝』と略す)』である。中国の資料も金石文によるならば、より正確な比較ができるはずであるが、一応『左伝』は用字法の研究においては欠かせない代表的な資料であるし、しかも編年体の歴史書であるので比較対象の資料としてはある程度妥当性があると思われる。

5.1 『左伝』における「之」の用法のまとめ

『左伝』における「之」の用法をすべて網羅している研究には何乐士(2004:45-66)がある。その研究の主要な内容をまとめることにする。

まず代名詞の「之」はその文の構造によって「動詞+之」と「動詞(介詞)+之+X」に二分した。前者は82%(3344例)を占め、後者は18%(693例)を占める。

前者の場合、第三人称の代わりに用いられるのが圧倒的であるが、第一人称として9例、第二人称として5例がある。第一人称としては次のように自分に対しての謙称を表す。

- 1) 尔既许不穀而反之、何故?(宣公 15)
- 2) 不如小决使道、不如吾闻而药之也。(襄公 31)

そして第二人称の例は次のようである。

- 3) 君之未入、寡人惧之；入而未定列、犹吾忧也。苟列定矣、敢不承命!(僖公 15)
- 4) 七日不克、必尔乎取之!(襄公 10)

「之」に代えて使われた人や事物はほとんど「之」の前に出現するが、逆に「之」の後ろに用いられる例も『左伝』に見える。

- 5) 丘闻之：火伏而后蛰者毕。(哀公 12)

また「非動詞+之(目的語)」の構造で動詞でない品詞を他動詞化する場合もある。

- 6) 吴子执鍾吾子、遂伐徐、防山以水之。(昭公 30)

- 7)吾与之同罪、非又之也、将何见焉？(文公 7)
 8)齐侯执阳虎、将东之。(定公 9)
 9)晋范鞅贪而弃礼、以大国惧敝邑、故敝邑十一牢之。(哀公 7)
 10)霸主将德是以、而二三之、其何以长有诸侯乎？(成公 8)

のように「之」の前の「水」「又」「東」「十一牢」「二三」は、それぞれ名詞・形容詞・方位詞・数量詞・数詞であるが、他動詞として用いられている。

後者の場合、その類型を十のタイプに整理した。①「動詞+之(目的語1)+名詞(目的語2)」<仲与公御菜书观于公、公与之环。(昭公 4) 双賓式(双賓式) 201例>
 ②「動詞+之+名詞(場所を表す固有名詞や普通名詞)」<18例> ③「動詞+之+数詞」<2例> ④「動詞+之+動詞(目的語)」<蹇叔哭之曰：“孟子！吾见师之出而不见其入也！”(僖公 32) 連動式(連動式) 22例> ⑤「動詞+之+動詞(目的語)」<吴子使舒鳩氏诱楚人曰：“以师临我、我伐桐、为我使之无忌。”(定公 2) 謙語式(謙語式) 21例> ⑥「介詞+之+動詞(目的語)」<123例> ⑦「動詞+之+(数詞)名詞」<2例> ⑧「動詞(謂)+之+名詞」<47例> ⑨「動詞(若)+之+何」<64例> ⑩「動詞+之+曰」<117例>がそれである。

助詞の「之」は大きく三つに分けられる。一つ目は、「X+之+名詞」で2344例あり、約91%を占める。その「X」の内訳は、①「名詞+之+名詞」(2211例、約95%)、②「形容詞+之+名詞」(30例、約1%)、③「動詞(あるいは主述)+之+名詞」(103例、約4%)である。10)二つ目は、「X(目的語)+之+動詞(介詞)」で187例あり、約7.7%を占める。その内訳は、①「宋向戌曰：“我一人之为、非为楚也。”(襄公 28)；我之不共、鲁故之以。(昭公 13)」のように「X(目的語)+之+動詞(介詞)」が76例を占めており、②「敌利则进、何盟之有？(成公 15)；国不竞亦陵、何国之为？(昭公 13)」のように「何X(目的語)+之+動詞」が56例現れ、③「戊申、以黻冕命士会将中军、且为大傅。於是晋国之盗逃奔于秦。羊舌职曰：“吾闻之、禹称善人、不善人远”。此之谓也夫。”(宣公 16)」のように「X(目的語)+之+謂+(也)」という構造で35例が用いられている。三つ目は、固有名詞の中に現れる「之」で33例あり、約1.3%を占める。「石之纷如死于阶下。(庄公 8)」がその例である。

接続詞の「之」は、計543例で約7.6%を占めている。その内訳は、①「名詞+之+名詞」で「皇父之二子死焉、宋公於是以前赏彫班、使食其征、谓之彫门。(文公 11)」の1例だけであり、②「主語+之+述語(也)」で531例あり、③「その他」11例が使われている。

10) 废兴、存亡、昏明之术、皆兵之由也。(襄公 27)
 犹求圣哲之上、明察之官、忠信之长、慈惠之师、民於是乎可任使也、而不生祸乱。(昭公 6)
 晋韩宣子为政聘于诸侯之岁、媯始生子。(昭公 7)

語気詞の「之」は、

11)吾聞文、成之世、童谣有之曰：“鸛之鶴之、公出辱之。”（昭公 25）

のようにただ3例のみである。

動詞の「之」は、計10例あるが、その7例は「蔡公子燮欲以蔡之晋、蔡人杀之。（襄公 20）」のように「往く」の意味であり、2例は「嬰夢天使谓己：“祭余、余福女。”……祭之、之明日而亡。（成公 5）」のように「至る」の意味として、そして、1例は「周史有以《周易》见陈侯者、陈侯使筮之、遇《观》之《否》、曰：“是谓‘观国之光、利用宾于王’、此其代有陈国乎!”（庄公 22）」のように「-である(是)」として使われている。

5.2 『左伝』と韓日金石文の比較

5.1 の何乐士の「《左伝》的“之”」によれば「之」の用法の分布は次の表のようである。

表6 『左伝』の「之」

用法	代名詞	助詞	接続詞	動詞	語気詞	計
例数	4037例 (56.4%)	2564例 (35.8%)	543例 (7.6%)	10例 (0.14%)	3例 (0.04%)	7157例

まず動詞(10例)と語気詞(3例)の用法は、韓国と日本両方にはその用法が皆無である。このことは、韓日金石文と同時代には中国でもそういう用法が無くなっているのが当然のことであると思われる。前置詞の用法は、第3章の古代中国語においての「之」にはあるが『左伝』にはその例が存在しない。ということから韓日金石文でも用いられたことがないのは納得できるとと思われる。そして、接続詞の用法は、

12)戎之生心、民慢其政。（庄公 28）

13)齐侯之出也、过谭、谭不礼焉。（庄公 10）

14)将禘于襄公、万者二人、其众万于季氏。臧孙曰：“此之谓不能庸先君之庙。”
（昭公 25）¹¹⁾

15)吾浅之为丈夫也。（襄公 19）

11)以上3例は何乐士(2004:67-79)の「<左伝>的主・之・謂式」による。

16)魯之於晋也、職貢不乏、玩好时至。(襄公 29)

17)亲暱之极也。(哀公 20)

のような例が『左伝』には543例もある。比率としては7.6%であるのでよく使われた用法であるに違いない。それにも関わらず金石文には1例も見えない。このことは韓日の両国ともに「之」は助詞という認識が強かったためであると思われる。おそらく韓国の方で「之」を助詞として、そして終結形としても受け入れたことが日本に伝わって「助詞」として定着したと考えられる。このことを裏付けることに代名詞の頻度数も関わっていると言えよう。つまり『左伝』で代名詞としての使用は4037例もあり、その比率は56.4%を占めているのに、金石文の場合、韓国では1.9%(2例)、日本では8.7%(11例)を示しており『左伝』でのその比重に比べれば、あまりにも頻度が低いのである。そこで金石文ではその分が助詞という受け入れに転換したと思われる。この点は非常に大きな特徴であると言えよう。

ところで韓国の場合、もっと正確に言えば新羅の場合であるが、なぜ終結形に「之」を多用したのであろうか？中国の場合、文末を表す、つまり文章符号のピリオドのような働きをする字は「也・矣・焉」などのように無くはないが、基本的には文末を表す方法として用いられる字は無いと言っても良いくらいである。しかも語順に関しては動詞の場合、ふつう韓国と日本では文末にあるが、中国ではたいてい文中にあるので、動詞が文末を示す働きは殆んどない。そこで中国の場合、文意によって文末を区切るのので、「之」によって文末を表す用法はもともとないと言って良いであろう。

日本の場合、終結形の「之」は3例しかないのは韓国からの影響の名残であると述べたが、なぜその用法が発展しなかったのか。それは日本語における動詞の語尾によって説明できると思われる。つまり日本語の動詞の語尾は/u/で終わるが、その/u/と「之」([tiəŋ][tjɨəy](上古音)>[tiəi][tjɨəi](上古音と中古音の間)>[ʃrei](中古音)¹²⁾)はその音に共通性が全くないので音仮名としては使うことができない。またその当時は「ウ」を除いて一つの仮名を子音と母音とに分けて日本語を表記することは出来ないし、もしそういう表記が出来たとしても日本語の動詞の最後の音節は「ウ段」、つまり「ウ・ク・ス・ツ・ヌ・フ・ム・ユル(濁音を含む)」などのように単一の表記ではないので、「之」一字による表記は出来ないのである。もし完了の意味として表記したとしても「ケリ・リ・ヌ・ツ」などのようにこれも単一ではないので、「之」一字による文末表記はできない。そこで「之」はその音を使わずに終結形表示としての役割に留まったのは納得がいくことである。

ところが韓国の場合、現代語で文は基本的に過去でも現在でも未来でもすべて「-다(/ta/)」で区切るのである。つまり文末を表記することによって漢文が理解しやすくなるのである。そのために高句麗ではただ終結形表示に用いられた「之」が新羅に伝わっ

12)中古音は藤堂明保(1997: 24)による。

て、新羅で「之」(ㄷ/tae/)は、意味(漢文での終結を表す用法)が類似しなければならないこと、またその音も似ていなければならないという二つの条件を偶然満たすことができたので、終結形語尾として「之」を多用したと思われる。

6. おわりに

以上、韓国と日本の古代金石文において「之」はどのような用法で用いられているのか、またその用法の分布を以て韓日の間にはどのような特徴があるのかを検討した。さらに東アジアの観点から韓日中の「之」の用法も比較してみた。その結果をまとめると次のようである。

1. 韓国の場合、計105例のうち、助詞が59例で一番多く、終結形が25例、人名や官位名の音仮名が19例、そして代名詞が2例である。その特徴は、音仮名の使用が多いこと、終結形として「之」の約四分の一を占めていること、「之」を代名詞としてあまり認識しなかったことがあげられる。また、高句麗では、助詞が圧倒的に多く、音仮名は皆無であるのが特徴であり、新羅では音仮名と終結形の割合の高いことが特徴的である。
2. 日本の場合、計126例のうち、助詞が108例で圧倒的に多く、その次は代名詞11例、音仮名4例、そして終結形3例である。「之」は助詞としての認識が強いことと、韓国に比べると代名詞としての働きも認められていることが特徴であり、「終結形(3例・2.4%)」が韓国(19例・23.8%)に比べれば非常に少ないことが特徴である。
3. 『左伝』の「之」は、計7157例のうち、代名詞4037例(56.4%)、助詞2564例(35.8%)である。その次は接続詞543例・動詞10例・語気詞3例であるが、この三つの用法は韓日金石文では存在しない。特に接続詞の場合『左伝』には543例もあるが、金石文にはその例がないことは韓日の両国ともに「之」は助詞という認識が強かったためであると思われる。また『左伝』で代名詞56.4%(4037例)もあるが、金石文は韓国1.9%(2例)・日本8.7%(11例)に過ぎないことは非常に大きな特徴であり、金石文ではその分が助詞という受け入れに転換したと思われる。
4. 高句麗で「之」は終結形を表す表示としての働きだけに限られていたが、新羅では「之」の文末の職能とその音が終結形語尾の「-ㄷ(/tae/)」にほとんど似ていることから、終結形としてよく使われたと思われる。
5. 日本金石文の「之」の終結形用法は韓国での終結形表示としての名残であるし、また日本の資料によると、韓国金石文の「之」は終結形表示だけでなく音仮名として

の「之」であることが証明できると思われる。

【参考文献】

- 김원중(1994) 『虛辭辭典』 현암사, pp.806-824
- 남풍현(2005) 「한국 고대 이두문의 문말어조사 ‘之’에 대하여」 『구결연구 15권』, 구결학회 pp.5-28
- 이기문(1981) 「이두의 기원에 대한 일고찰」 『진단학보 52권』, 진단학회 pp.65-78
- 이우태(2005) 「金石文을 통하여 본 漢字의 導入과 使用 -新羅 金石文의 ‘之’의 用例를 중심으로-」 『한국고대사연구 제38권』, pp.113-134
- 한국고대사회연구소편(1992) 『역주한국고대금석문 I (고구려·백제·낙랑 편)』, 가락국사적개발연구원
- 한국고대사회연구소편(1992) 『역주한국고대금석문 II (신라1·가야 편)』, 가락국사적개발연구원
- 木崎愛吉(1972) 『大日本金石史(一)』, 歴史図書社
- 木崎愛吉(1972) 『大日本金石史(四)』, 歴史図書社
- 上代文献を読む会(1989) 『古京遺文注釈』, 桜楓社
- 藤堂明保(1997) 『学研漢和大字典』, 学習研究社 p.24
- 西宮一民(1988) 『日本上代の文章と表記』, 風間書房 pp.25-50
- 藤井茂利(1996) 『古代日本語の表記法研究』, 近代文芸社 pp.91-113
- 藤井茂利(2001) 「東アジア学の方法 (二) -文末の「之」の用法再検討-」, 『福岡大学人文論叢』 第33巻 第3号 福岡大学研究推進部 pp.2007-2062
- 何乐士(2004) 「《左传》的“之”」, 『《左传》虚词研究』 商务印书馆 pp.45-66
- 何乐士(2004) 「《左传》的〔主·“之”·谓〕式」, 『《左传》虚词研究』 商务印书馆 pp.67-80
- 罗竹风主编(2007) 『汉语大词典 CD-ROM』 汉语大词典出版社

要 旨

「之」についての先行研究では特定の用法について検討を行っているが、管見の限り「之」の用法についての全般的な研究は未だにないのが現状である。そこで、本研究は、韓国と日本の古代金石文において「之」はどのような用法で用いられているのか、またその用法の分布を以て韓日の間にはどのような特徴があるのかを検討した。さらに東アジアの観点から韓日中の「之」の用法も比較してみたもので、その結果をまとめると次のようである。

1. 韓国の場合、計105例のうち、助詞が59例で一番多く、終結形が25例、人名や官位名の音仮名が19例、そして代名詞が2例である。音仮名の使用が多いこと、その特徴は、終結形として「之」の約四分の一を占めていることと、「之」を代名詞としてあまり認識しなかったことがあげられる。また、高句麗では、助詞が圧倒的に多く、音仮名は皆無であるのが特徴であり、新羅では音仮名と終結形の割合の高いことが特徴的である。
2. 日本の場合、計126例のうち、助詞が108例で圧倒的に多く、その次は代名詞11例、音仮名4例、そして終結形3例である。「之」は助詞としての認識が強いことと、韓国に比べると代名詞としての働きも認められていることが特徴であり、「終結形(3例・2.4%)」が韓国(19例・23.8%)に比べれば非常に少ないことが特徴である。
3. 『左伝』の「之」は、計7157例のうち、代名詞4037例(56.4%)、助詞2564例(35.8%)である。その次は接続詞543例・動詞10例・語気詞3例であるが、この三つの用法は韓日金石文ではない。特に接続詞の場合『左伝』には543例もあるが、金石文にはその例がないことは韓日の両国ともに「之」は助詞という認識が強かったためであると思われる。また『左伝』で代名詞56.4%(4037例)もあるが、金石文は韓国1.9%(2例)・日本8.7%(11例)に過ぎないことは非常に大きな特徴であり、金石文ではその分が助詞という受け入れに転換したと思われる。
4. 高句麗で「之」は終結形を表す表示としての働きだけに限られていたが、新羅では「之」の文末の職能とその音が終結形語尾の「-ㅁ(/tai/)」にほとんど似ていることから、終結形としてよく使われたと思われる。
5. 日本金石文の「之」の終結形用法は韓国での終結形表示としての名残であるし、また日本の資料によると、韓国金石文の「之」は終結形表示だけでなく音仮名としての「之」であることが証明できると思われる。

キーワード：金石文(inscriptions) 「之」(*Zhi*) 終結形(sentence ending)
 音仮名(phonetic alphabet) 助詞(particle) 表示(marker)
 高句麗(Koguryeo) 新羅(Silla) 奈良時代(Nara Period)
 左伝(*Zuo Chun*)

투 고 일 : 2015. 2. 28
심 사 일 : 2015. 3. 14
게재확정일 : 2015. 4. 4